

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務題目
地域イノベーションシステムに関する調査2019
- (2) 委託業務の目的等
入札説明書による。
- (3) 委託業務実施期間
契約締結日から 令和2年3月19日
- (4) 入札価格の算定
入札価格の算定は、科学技術・学術政策研究所委託契約事務処理要領の定め
に則り、適切に行うこと。
- (5) 入札方法
落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので総合評価のための書類を
提出すること。なお落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札金額
の算定においては、その算定基礎のうち課税仕入れの対象となる経費の消費税及
び地方消費税の金額を除く。）に当該金額の10パーセントに相当する額を加算
した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる
ものとする。）をもって落札価格とするので、入札者（競争加入者又はその代理
人を含む。以下同じ。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免
税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する
金額を入札書に記載すること。

2. 競争に参加する者に必要な資格要件に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年
者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場
合は、これに当たらない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において、平成31年度（令和元年
度）に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」
等級に格付けされている者であること。
- (4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資
格を有する者であること。
- (5) 入札説明書の交付を受け、入札説明会に出席した者であること。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書及び提案書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及
び問合せ先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2

科学技術・学術政策研究所 総務課経理係 委託事業担当

電話 03-3581-2391 内線 7012

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から上記3. (1)の交付場所にて交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

令和元年7月16日 14時00分 科学技術・学術政策研究所会議室

(4) 入札書及び提案書類の受領期限

令和元年8月2日 12時00分

(5) 技術審査の日時及び場所

令和元年8月9日 14時00分 科学技術・学術政策研究所会議室

(6) 開札の日時及び場所

令和元年8月27日 14時00分 科学技術・学術政策研究所会議室

4. その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に総合評価のための書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し、説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

② この一般競争に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

① 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

② 4(3)②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を実施できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する必須とした項目の最低限の要求要件をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

令和元年 7月 5日

支出負担行為担当官

科学技術・学術政策研究所長

坪 井 裕

仕様書

1. 委託業務題目

地域イノベーションシステムに関する調査 2019

2. 委託業務の目的

科学技術によるイノベーションの創出にあたり、鍵となる知的財産の創出と産学官連携を通じた活用、地域イノベーション、イノベーションを支える基盤（人材、知、資金が集結する「場」等）に関する状況、問題点や課題などを明らかにすることを目的として、我が国の地域イノベーションシステムについて調査研究を実施する。そして、本調査研究をもとに、我が国のイノベーションシステムに関する政策への示唆を得る。

これら調査研究の目的を果たすために、詳細な情報を収集し多様な側面の検証を行うため、都道府県庁、全国公設試験研究機関（以下、「公設試」という。）、金融機関、大学及び地域企業の産学連携を担当する部署（約 4,500 機関）を対象として地域イノベーションに関するアンケート調査を実施する。

3. 委託業務の内容

受託者は、上記目的を達成するため、以下の調査分析を行い、その結果を報告書に取り纏める事。

（1）質問項目の設定、質問票様式のデザイン

受託者は、科学技術・学術政策研究所担当者（以下、「担当者」という。）が提供するリストに記載された都道府県庁、公設試、金融機関、大学及び地域企業の産学連携を担当する部署に対し、第5期科学技術基本計画に基づいた地域イノベーションに関する要件あるいは阻害要因を把握できるよう、以下の内容に対応する質問項目を設定することとする。質問項目の決定にあたっては、質問の回答のし易さ、質問及び選択肢の妥当性等について、予め担当者の了承を得ること。なお、質問数は合計 15~20 問を想定している。

質問項目の設定にあたっては、

（I）地域企業の活性化について

- 高い技術力等の潜在力を有する地域の中堅・中小企業の発掘
- 研究開発戦略策定、商品開発、技術シーズ・ニーズのマッチング、標準化、販路開拓、海外展開まで一貫した支援
- 地域の大学及び公的研究機関と地域企業との連携
- 共同研究開発や、地域の優れた技術・製品の標準化活動の拡大等の支援

（II）地域の特性を生かしたイノベーションシステムの駆動について

- 地域と協働する為の人材育成及び地域への定着
- イノベーションが地域力の強化と地域経済の活性化を促し、地域の若手人材の増加・活躍、地域社会の再興といった自立的な好循環を生み出す適切な支援
- 公設試、研究開発法人及び大学等の連携を図る等、技術シーズを事業化につなぐ橋渡し機能や、マッチング機能の強化について、地域及び全国レベルで促進する

（III）地域が主体となる施策の推進について

- 地域が関係施策を総動員して取り組めるよう環境整備を進めるに際しての状況
 - 地域はどんな状況に置かれているか
 - 個々の強みや特性に即したイノベーション創出に向けた明確な戦略が構築され機能しているか
 - 地方自治体をはじめとする地域自身の主体的なコミットメントが存在するか

上記の（I）～（III）に関する最近の取り組みについて回答が得られるように質問項目を設計すること。

受託者は、より有意義な示唆を得るために、各都道府県の地域創生の実態を把握するインタビューを2カ所程度の地域を選定し実施すること。

また受託者は、回答者が直感的に質問の趣旨・要点を容易に理解でき、質問項目の前後の対応関係も含めて質問票の全体構造を明確に把握できるよう、質問票の様式をデザインし、予め担当者の了解を得ること。

（2）アンケート調査の実施

受託者は、（1）に基づき質問票を作成し、アンケート調査を実施すること。実施にあたり下記オンライン調査を必須とするが、回答率を高めるために紙面調査の対応をすることが望ましい。ただし、調査票の設計・督促方法等による目標回答率の達成確度を最重要視する為、オンライン調査手法の充実度を下げて紙面調査へ切替対応する必要はない。

場合によっては、該当する機関の Web 調査及び文献等調査を実施することで、データを補完すること。

① オンライン調査システムの構築

オンライン調査を併用したアンケートを実施する場合、以下の要件を満たすオンライン調査システム（以下、「調査システム」という。）を1～1.5ヶ月程度で開発し、適切に運用すること。

- セキュリティ対策については、十分な注意を払うこと。（以下に例を示す）
- プロトコルはHTTPSとする。
- 機関ごとに異なるIDとパスワードを提示し、最適なアクセス管理を行う。
- パスワードは、回答機関側が変更可能とする。
- 全アクセスの状況を記録する

A) 紙面調査票の質問項目と同じ内容で設計すること。

B) Internet Explore (Version7以上)、Firefox (Version31以上)のブラウザに対応させること。

C) 分岐する選択肢は、回答結果により、その後の回答画面を適切に変えるようにすること。

D) 分岐や制限複数回答などにおいて、回答の整合性をチェックし、問題のある場合に適切な警告を出すよう設計を行うこと。

E) 入力作業を中断した際、作業内容をサーバ側で保持すること。（期間は5ヶ月程度を想定。）なお、入力作業中と作業終了とを区別できるようにすること。

F) オンライン調査サイト（以下、「調査サイト」という。）は、依頼状発送当日から作動させ、契約期間が終了するまで保持すること。（期間は5ヶ月程度を想定。閉鎖する時期については、担当者の指示に従うこと。）

G) 質問票については、PDF形式（編集が不可能なセキュリティをかける等）により、調査サイトからのみダウンロード可能とすること。なお、ファイル形式は、Adobe社のAcrobat Reader9以上に対応すること。

H) オンライン調査の操作マニュアルを作成し、サイトから閲覧できるようにすること。

② 依頼状等の郵送及び回収

受託者は、依頼状、質問票、発送用封筒、オンライン調査用ID、パスワード等を記載した印刷物、調査システム操作マニュアル（紙面調査用の場合は、依頼状、質問票、発送用封筒、返信用封筒）を印刷し、調査対象機関に郵送すること。（郵送先の機関情報として、科学技術・学術政策研究所は、機関名、住所等が記された調査対象リストを貸与する。）この発送用封筒については担当者が提示したデザインの封筒を受託者側で用意すること。

なお、調査対象機関に配達されずに返送されてきた場合には、受託者において、当該機関に関する住所等を確認し再配達すること。また、受託者は回答状況を担当者に逐次連絡すること。

③ 問合せ窓口の設置

受託者は依頼状等発送後、調査サイトを閉鎖するまでの間において、調査及び質問内容に関する問合せに対応できるように、電話窓口を設置すること。

④ 督促

A) 受託者は調査終了期日前に期日を知らせる葉書を調査対象機関へ郵送すること。

なお、調査終了期日が過ぎて連絡の無い機関に対しては、「葉書の郵送、資料の再送付」の方法を用いて必ず督促を行うこと。

B) 受託者は、回答率が50%以上となる方法を検討すること。また、各都道府県の都道府県庁、公設試、金融機関、大学及び地域企業の組織からの回答が0%にならないよう配慮すること。

(3) 回答データの入力・集計・補完・収集・作図・作表

受託者は、回収した回答データを入力・集計・補完・作図・作表し、担当者に提出すること。

① 回答データの入力・集計

受託者は、(2)のアンケート調査により回収した質問票の内容を電子的に入力し、集計を行うこと。入力エラーを極力少なくするために、入力内容の確認を必ず行うこと。

② 回答データの補完・収集

受託者は(3)①で収集できなかったデータ及び地域の科学技術施策、地域の科学技術資源の集積、企業の状況、産学連携の活動状況、地方公共団体の活動、各種境界連結活動、金融機関の産学連携活動及びそれらの地域内外との繋がりや流れ等について、Web調査及び文献等調査を実施することで、データを補完・収集すること。また、補完後のデータであることがわかるように①の回答データとは別のファイルにて作業を行うものとし、入力エラーを極力少なくするために、入力内容の確認を必ず行うこと。

③ 作図・作表

設問毎に(3)②の集計結果に基づき、作図・作表(単純計算・クロス集計)を行うこと。

④ 質問票の電子ファイル化

(3)①の入力作業終了後、質問票をPDFファイル化すること。

(4) 業務成果報告書の作成

受託者は、3.(1)～(3)で得られた結果に基づき、必要な考察を行った上で、業務成果報告書を取りまとめること。

4. 委託業務実施期間

契約日から令和2年(2020年)3月19日

5. 成果物

受託者は以下の成果物を担当者に提出する。

- 業務成果報告書[電子媒体(DVD-RまたはUSBメモリ)及び紙媒体2部]
- RAWデータ[電子媒体(DVD-RまたはUSBメモリ)]
- 各種集計(単純・クロス集計)[電子媒体(DVD-RまたはUSBメモリ)]
- 作図表(上記3.(3)の図表)[電子媒体(DVD-RまたはUSBメモリ)]
- 質問票[電子媒体(DVD-RまたはUSBメモリ)]
- 回収した質問票のPDFファイル[電子媒体(DVD-RまたはUSBメモリ)]

6. 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2 中央合同庁舎7号館 東館16階
文部科学省 科学技術・学術政策研究所 第2調査研究グループ

7. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託業務に係る応札者に求める要求要件は、「(2)要件要求の詳細」に示す通りである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断およびその他提案内容の評価等は、技術審査会に於いて行う。総合評価落札方式に係る評価基準は別に示す「総合評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

別添で示す「総合評価基準」の「評価項目および配点配合基準」のとおり。

8. 無償貸し付けを行う物品など

- ① 調査対象の都道府県庁、公設試、金融機関、大学及び地域企業等の名称等が記された調査対象リスト

9. 守秘義務

受託者は、本委託業務の実施で知り得た情報を如何なるものにも漏洩してはならない。受託者は、本委託業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意を持って管理し、本委託業務以外に使用してはならない。また受託者は、本委託業務の実施で知り得た情報や資料等を業務終了後にすべて処分するものとする。

10. その他

本仕様書に記載されていない事項、または、本仕様書について疑義が生じた場合は、担当者と適宜協議を行うものとする。

本委託業務の実施にあたっては、科学技術・学術政策研究所委託契約事務処理要領により適切に行わなければならない。

本業務で発生した全ての知的財産権は、科学技術・学術政策研究所に帰属する。

以上

総合評価基準

本資料は、支出負担行為担当官科学技術・学術政策研究所長が委託する「地域イノベーションシステムに関する調査2019」に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

1. 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

なお、入札価格点については、小数点以下3位を切り捨てるものとする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2. 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、別冊の仕様書、別紙の評価項目及び得点配分基準及び加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が科学技術・学術政策研究所としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査会等において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- (3) 技術点は、各技術審査職員等が採点したものの平均点を用いることとし、その平均点については、小数点以下3位を切り捨てるものとする。

3. 得点配分

区分	入札価格点	技術点	合計
配点	50	100	150

4. 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格に評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
- ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。

- (2) 上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

「地域イノベーションシステムに関する調査2019」

評価項目及び得点配分基準（*：必須の事項 ●：価格と同等に評価できない項目）

区分	評価項目（要求要件）	基礎点	加点
●	1. 調査業務の実施方針	25	25
	1-1. 調査内容の妥当性、独創性	10	10
	* 1-1-1. 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。 （仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じ加点する。）	5	10
	* 1-1-2. 偏った調査内容となっていないこと。	5	/
	1-2. 調査方法の妥当性、独創性	10	10
	* 1-2-1. 調査の抽出・分析方法が妥当であること。 （分析手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。）	5	10
	* 1-2-2. 調査項目・調査手法が明確であること。	5	/
	1-3. 作業計画の妥当性、効率性	5	5
	* 1-3-1. 作業の日程・手順等に無理が無く、目的に沿った実現性があること。 （作業の日程・手順等が効果的であれば加点する。）	5	5
	2. 組織の経験・能力	15	12
	2-1. 組織の類似調査業務の経験	5	4
	* 2-1-1. 過去に類似の調査を実施した実績があること。 （類似調査の実績内容により加点する。）	5	4
	2-2. 組織の調査実施能力	10	4
	* 2-2-1. 業務を実施する人員が確保されていること。	5	/
	2-2-2. 地域の自治体や金融機関、大学、地域企業などのネットワークを含め、幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。	/	4
	* 2-2-3. 業務を実施する上で適切な財政基盤、経理能力を有していること。	5	/
	2-3. 調査業務に当たってのバックアップ体制	/	4
	2-3-1. 円滑な業務実施のための人員補助体制が組み立てられていけば加点する。	/	4
	3. 業務従事予定者の経験・能力	10	10
	3-1. 業務従事予定者の類似調査業務の経験	5	5
	* 3-1-1. 過去に類似の調査を実施した実績があること。 （業務従事予定者が過去に研究機関の類似調査の受託実績を有していれば加点する。）	5	5
	3-2. 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性	5	5
	* 3-2-1. 調査内容に関する知識・知見を有していること。	5	/
	3-2-2. 調査内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。	/	5
	4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	/	3
	4-1. ワーク・ライフ・バランス等の取組	/	3
	4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。[ワーク・ライフ・バランス等のとりくみに関する認定内容等により加点する。] ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定（えるぼし認定企業）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る） ○ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くろみん認定企業・プラチナくろみん認定企業）を受けていること。 ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定を受けていること。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	/	3
	合 計	50	50

注 価格点：技術点 = 50点：100点（1：2）

※ 小数点以下の特典が発生した場合は、四捨五入等を行わずに合計点数を算出する。

「【地域イノベーションシステムに関する調査2019】」加付付与基準

加 点 評 価 項 目	評 価 区 分		
	大変優れている	優れている	やや優れている
1. 調査業務の実施方針			
1-1-1. 仕様書に示した内容以外の独自の提案について	10	6	2
1-2-1. 分析手法に業務成果を高めるための工夫について	10	6	2
1-3-1. 作業の日程・手順等の効率性について	5	3	1
2. 組織の経験・能力			
2-1-1. 類似調査の実績内容について	4	2	1
2-2-2. 幅広い知見・人材ネットワーク・優れた情報収集能力について	4	2	1
2-3-1. 円滑な業務実施のための人員補助体制について	4	2	1
3. 業務従事予定者の経験・能力			
3-1-1. 研究機関の類似調査の受託実績について	5	3	1
3-2-2. 調査内容に関する人的ネットワークについて	5	3	1
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。		
4-1-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組について			
○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定（えるぼし認定企業）等			
・ 認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		1	
・ 認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		2	
・ 認定段階 3		3	
・ 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（技術審査の日までに計画期間が満了していない行動改革を策定している場合のみ）		0.5	
○ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん認定企業・ブラチナくるみん認定企業）			
・ 旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準または同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）		1	
・ 新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）		1.5	
・ ブラチナくるみん認定		2	
○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定			
・ ユースエール認定		2	
※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。			